



事務所だより 8月号

西田成希税理士事務所

炎暑の候、皆様におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

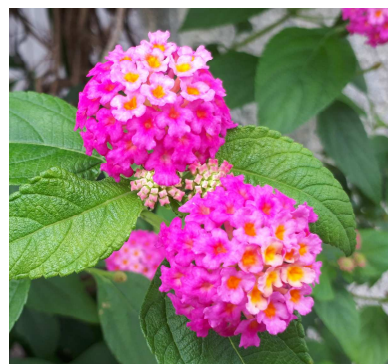
7月24日にやっと梅雨明けしました。と思ったら、今度は猛暑です。熱中症対策、万全にしてください。

さて、10月1日から阪急電鉄と阪神電車の梅田駅が「大阪梅田駅」に改称されます。外国人観光客が「JR大阪駅」と「梅田駅」がほぼ同じ位置にあることが分からず、混乱が生じていたからだそうです。大阪と梅田、関西人でなければ、日本人でも混乱します。東京の友人は、JR大阪駅と梅田駅は全く違う場所だと思っていて、遊びに来たときに、「JR大阪駅に〇時に着きます」と連絡があったので、「梅田で食事しよう!」と返したところ「梅田ってどこ?大阪からどれぐらいかかる?」と返事がきました。落ち合った後の食事では、大笑いです(^_^)。

同じような事例は、神戸でもありました。観光客は「神戸」を目印にやってきますが、一番の繁華街は「三宮」です。電車の駅名は、JRは「三ノ宮駅」、阪急電鉄・阪神電車は、「三宮駅」で、JRは「神戸駅」が、阪急電鉄・阪神電車は相互乗り入れている神戸高速鉄道の「高速神戸駅」が別にあります。神戸では、梅田より一足先に阪急電鉄が2013年12月から、阪神電車が2014年4月からそれぞれ「神戸三宮駅」に改称しています。毎週、火曜日と金曜日に三宮に行きますが、車内アナウンスの「神戸三宮」にやっと慣れました。混乱を防ぐためには、仕方ないのかもしれませんが、変わる地名・駅名、少し淋しさを感じます(;_;)。

では、事務所だより8月号をお送りします。お盆の予定はいかがですか?私は、講師をしていた大学の卒業生とゼミ同窓会をします。少しは大人になっていればいいのですが…。

えべっさんで有名な西宮神社。福男選びの場面です。途中でこけてる人もいますよ。全部レゴです。



☆ お知らせ (2019年8月の税務)

期限	項目
8月13日	7月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
9月2日	6月決算法人の確定申告 ＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税＞
	3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告 ＜消費税・地方消費税＞
	法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告 ＜消費税・地方消費税＞
	12月決算法人の中間申告 ＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞(半期分)
	消費税の年税額が400万円超の3月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告 ＜消費税・地方消費税＞
	消費税の年税額が4,800万円超の5月、6月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(4月決算法人は2ヶ月分) ＜消費税・地方消費税＞
	個人事業者の当年分の消費税・地方消費税の中間申告
	個人事業税の納付(第1期分)
	個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第2期分)

☆ 「波平さん」理論は、日本を救えるか?

「波平さん理論」が話題を呼んでいます。先日、要人の発言を機に、新聞やネットなどで議論されるようになりました。波平さんとはご存じ人気長寿アニメ「サザエさん」の登場人物で、主人公サザエさんの父、磯野波平さんです。

波平さん理論とは、今の日本人は波平さんと比べるとずっと若い。加えて、日本の社会保障

制度は「サザエさん」が誕生したころに作られているため現代社会にそぐわなくなっているというものです。波平さんの年齢は 54 歳（もっと歳かと思ってました(^_^;)）。現代社会で、50 歳代といえば、サッカー選手の三浦知良氏が 52 歳、ロックグループ B'z の稲葉浩志氏は 54 歳、ほか福山雅治氏（50）など、波平さんと比べると著しく若いです。

サザエさんの連載が始まったのは 1946 年。当時、男性の平均寿命は 60 歳程度、会社の定年は 50 歳代半ばでした。「サザエさん」の設定においては、波平さんは定年が近く、定年後は 10 年もたたないうちに平均寿命に達するのです。

当時の人生 60 年時代から、今では人生 100 年時代になり、男性の平均寿命は 81 歳と波平さんの頃とは 20 年も差があります。何らかの対応が必要なのは明らかです。では、どのような解決法があるのでしょうか。キーとなるのは「生物学年齢」です。

年齢には実年齢と生物学年齢の二つの概念があります。生物学年齢とは、身体の成熟度をもとに割り出された年齢です。識者によると、生物学年齢でいうと、1946 年における 54 歳は 2016 年では 74 歳に相当するといいます。このことから、波平さん理論をもとにした制度改革の一つに、会社員の定年退職年齢を実年齢ではなく、生物学年齢に応じて設定すればよいという考えが出てきます。平均寿命が延びた分、人生における働く期間を増やすという選択肢を設けることが解決につながる、ということです。

また、年金や健康保険などの社会保障制度は波平さんをモデルに設計されているので、現代社会にそぐわなくなっているということもあります。

波平さん理論は社会保障制度に関する課題を浮き彫りにします。ただ、それだけでなく、対象を自社に当てはめると、ビジネスモデルの老朽化といった、身近な問題点をも知ることができます。

金融業界に目を向けてみましょう。銀行のシステムは、波平さんの世代を前提に作られています。たとえば、波平さん世代は、就職後は結婚、子ども（子育て・進学）、住宅購入と人生におけるイベントがあります。なかでも、住宅購入については資金が必要になり、銀行はローンなどの商品を用意して、顧客ニーズに合うように準備しています。ところが、最近では、未婚者が増え、住宅は賃貸派の人が多くなりました。従来の想定では網羅しきれない層が生まれ、銀行は顧客ニーズを細分化して、多様な金融サービスを準備する必要が出てきました。

このほかにも、波平さん理論を当てはめることで、自身の課題が浮き彫りとなる分野があります。小売業は、消費が拡大することを前提に店舗を展開してきました。かつて、週末には、家族で百貨店に足を運び、買い物や食事を楽しむ姿がありました。ところが、現代では、買い物はネット通販で済ませ、実店舗に足を運ぶ機会は減っています。また、人口の減少により、消費の拡大も進まなくなりました。

ほかの分野でも、同様に、波平さん理論を当てはめることで、今、何をすべきか課題が明ら

かになることがあるでしょう。

波平さん、なかなかやります(^_^)。

☆ 税務調査等に対する再調査・不服審判・訴訟の数

◆ 調査後の決定等に不服申し立てができる

税務調査等で税務署長が行った更正などの課税処分や、差押えなどの滞納処分に不服があるときは、処分の通知を受けた日の翌日から 3 か月以内に、税務署長に対して「再調査の請求」を行うことができます。また、再調査の決定から 1 か月以内であれば、国税不服審判所に対しての審査請求を出すことができます。国税不服審判所は、国税庁の特別な機関であり、法律に基づく処分についての審査請求に対して、公正な第三者的な立場で採決を行うとされています。

また、再調査を請求せずに、国税不服審判所に対して審査請求を行ったり、再調査の結果が 3 か月経っても出なければ結果を待たずに審査請求をすることもできます。

◆ 勝ちの目は少ない戦い？

国税庁は過去年度の再調査等の発生状況を公表しています。内容を見てみると、平成 30 年度の再調査の処理件数は全体で 2,150 件。その中で、一部容認が 237 件、全部容認が 27 件となっています。一部もしくは全部、納税者側の訴えを認めた割合は 12.3%となっています。

国税不服審判所へ申し立てた審査請求の処理状況を見てみると、平成 30 年度の処理件数は 2,923 件で、一部・全部が容認された合計数は 216 件です。納税者側の訴えを認めた割合は 7.4%となっています。

◆ 訴訟もできるが勝てるかどうかは別

国税不服審判所の裁決から 6 か月以内であれば、裁判所に対して訴訟が可能です。こちらの終結状況も公表されていますが、平成 30 年度に終結した全体数 177 件に対して納税者側一部・全部勝訴の全体数は 6 件、割合にして 3.4%となっています。

再調査に関して言えば、「処分内容を精査したらこれはミスだった」等の指摘もあるでしょうから、そういった訴えで容認割合が比較的高いことが考えられます。不服審判所や裁判所まで行くケースであると、税法の解釈や過去の判例等、税理士や弁護士があらゆる論拠を持って戦っても、決定について覆されるケースは少ないようです。

ただ、不服申し立てをしたからといって、納税者が決定以上に不利になることはありません。根拠があり「間違っているのでは」と照会するのは悪いことではありませんから、税務署の処分に納得がいけない場合は、専門家に相談の上、まずは再調査の請求を検討してみたいかがでしょうか。

西田成希税理士事務所
〒659-0053
兵庫県芦屋市松浜町 6 番 14-2 号
電話 090-7490-7396
FAX 0797-78-6488